

判決要旨

第1 主文要旨

原告らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案

1 骨子

本件は、大阪府寝屋川市の東部地域に居住等する原告らが、被告[ ]社が設置する本件[ ]社施設及び被告4市組合が設置する本件4市組合施設が操業して廃プラスチックの再処理等を行うことにより有害化学物質が排出され、それによって健康被害を受けているとして、被告らに対し、人格権に基づき、上記2施設の操業の差止めを求めている事案である。

2 主な争点

- (1) 本件[ ]社施設から排出されるVOC等によって、原告らに受忍限度を超える健康被害が発生したか。
- (2) 本件4市組合施設から排出されるVOC等によって、原告らに受忍限度を超える健康被害が発生したか。

第3 主な争点に対する当裁判所の判断の要旨

1 主な争点(1)について

(1) 有害化学物質の発生

本件[ ]社施設の操業に伴って、一定の化学物質が発生していることが認められる。

(2) 本件[ ]社施設からの有害化学物質の排出

ア TVOCについて

現代の科学的知見においては、TVOCの数値をもって、人の健康に影響を及ぼす危険性の判断指標とすることはできない。

イ 柳沢意見(NMHC/NOx比など)について

柳沢意見については、NMHC/NOx比は、NMHCとNOxのそれぞれの数値の変動により影響を受けるものであるところ、寝屋川局におけるそれぞれの数値の変動の根拠及び両者の相関関係については実証的に明らかにされておらず、かかる数値を元に推論を行うことの相当性についての十分な検証はなされていない等の問題があり、採用することができない。

ウ 悪臭について

臭気の排出頻度や程度について信頼に足る証拠はなく、本件[ ]社施設からの排気の危険性を窺わせるに足るものは証拠上認め難い。

エ その他本件[ ]社施設から人の健康に影響を及ぼす程度の有害化学物質が排出されていると認めるに足る証拠はない。

(3) 原告ら住居等への有害化学物質の到達・曝露

ア 全国平均値の検討

本件2施設周辺に他に化学物質の発生源となり得る施設が全く存在しないわけではなく、また、他に考えられる発生源の影響の程度も不明である

以上、比較対照地点における有機化学物質の数値をもって、直ちに本件[ ]社施設からの物質の排出や到達を論じることはできないというべきである。

#### イ 柳沢6月調査

柳沢6月調査については、寝屋川市役所における大気の状態と調査地点の大気の状態の相違に関する考慮状況が明らかになっておらず、比例按分することの正当性が何ら示されていない等の問題があり、信頼性には疑問が残り、採用することはできない。

#### ウ 原告ら臭気調査

府市合同調査における臭気調査及び被告[ ]社臭気調査においても、規制基準値を超える特定臭気物質が一切検出されていないこと、原告らの臭気調査においては、臭気調査の基礎となる原資料の信頼性に疑問が存するといわざるを得ないこと等を考慮すると、原告らの臭気調査は信用することができない。

#### エ 接地逆転層・拡散希釈の検討

理論上、接地逆転層が形成されると、大気の拡散状況が変化し、一般的な拡散モデルで予測評価することは困難となることが認められるが、本件地域に、いつ、どのような条件の下で、また、いかなる時間的・空間的範囲で接地逆転層が形成されるかについては不明であるといわざるを得ず、本件地域が一般的な大気の拡散モデルの適用が困難となるような特別な地域であると認めることは困難である。

そうすると、19年予測調査及び20年予測調査の結果は、いずれについても信用性を認めることができ、本件[ ]社施設から排出される化学物質の拡散・希釈状況についても参考資料となり得る。

そうであれば、本件[ ]社施設から排出された化学物質が、さらに大気によって相当程度拡散し、希釈されるといえるので、原告らに健康被害が生じるような濃度の化学物質が到達すると認めることは困難である。

### (4) 原告らの健康被害

#### ア 津田疫学調査

津田疫学調査については、アンケートの実施方法、解析対象の選択、調査手法等に種々の問題点があるので、信頼性に疑問が残るといわざるを得ず、これに基づく津田疫学調査を採用することはできない。

#### イ 眞鍋調査

眞鍋調査は、その前提となる津田疫学調査の信頼性に疑問があり、また、調査の手法や対象にも問題が存するため、採用することができない。

#### ウ 原告らの主張の健康被害

原告らは健康被害を主張しているが、客観的検査等の具体的証拠が一切提出されておらず、本件2施設の周辺住民の健康被害の主張についても、証拠としては愁訴しかないこと及び上記本件[ ]社施設からの化学物質の排出・到達の状況に照らし、原告らの主張する健康被害が本件[ ]社施設由来の化学物質により生じたものであると認めることは困難である。

### (5) 杉並中継所との比較

処理対象物が異なれば発生する物質も発生量も異なるものであるところ、本件■■■■社施設の処理対象物は、容リ協が規定する再商品化適合物に合致する廃プラのみであり、他方、杉並中継所の処理対象物は、ビンやスプレー缶、電池等も多く含まれる非常に雑多な組成の廃棄物である不燃ゴミ全般であって、両者の廃棄物の中身が異なる上、廃水処理方法にも差異があったのであるから、本件■■■■社施設と杉並中継所を同列に論ずることはできない。

## 2 主な争点(2)について

### (1) 廃プラ由来の化学物質の発生

本件4市組合施設の操業に伴って、一定の化学物質が発生していることが認められる。

### (2) 本件4市組合施設からの有害化学物質の排出

#### ア TVOCについて

現代の科学的知見においては、TVOCの数値をもって、人の健康に影響を及ぼす危険性の判断指標とすることはできない。

#### イ 杉並中継所との比較

TVOCの排出濃度が健康に対する危険性を示す指標と認められないこと及び本件4市組合施設と杉並中継所の処理対象物が異なっていることからすると、杉並中継所と比較して本件4市組合施設の危険性を指摘する原告らの主張は採用することができない。

ウ その他本件4市組合施設から人の健康に影響を及ぼす程度の有害化学物質が排出されていると認めるに足りる証拠はない。

### (3) 原告ら住居等への有害化学物質の到達・曝露

本件4市組合施設から人の健康に影響を及ぼす程度の化学物質が排出されていることを認めることができないのであるから、論理的に原告らの有害化学物質の曝露も認めることはできず、また、実際にも、原告らの有害化学物質の曝露を認めるに足りる的確な証拠が存在しないのであるから、原告らの曝露を認めることはできない。

### (4) 原告らの健康被害

人の健康に影響を及ぼす程度の化学物質の排出及び本件4市組合施設由来の化学物質の原告らへ到達が認められないのであるから、本件4市組合施設由来の有害化学物質による健康被害の発生を観念することはできず、また、本件4市組合施設稼働後に、原告らに健康被害が生じた、又は、健康被害が悪化したと認めるに足りる的確な証拠はない。

## 3 結論

以上のとおり、本件2施設の稼働によって、原告らにおいて、社会の一員として社会生活を送る上で受忍するのが相当といえる限度を超える侵害があったと認めることはできない。

したがって、原告らの請求はいずれも理由がない。